

建設業者の電気工事業開始届について

建設業法の許可を受けた建設業者の方が、一般用電気工作物等に係る電気工事業を開始したときは、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」により、経済産業大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

つきましては、千葉県内のみに電気工事業に関する営業所を設置する建設業者の方は、下記により届け出をしてください。

なお、自家用電気工作物に係る電気工事業のみを営む場合は、手続きが異なりますので御注意ください。

記

1. 届出先等

- (1) 届出先 〒260-8667
千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁中庁舎7階
千葉県防災危機管理部 産業保安課（電気担当）
電話：043-223-2722 FAX：043-227-3548
受付時間：平日 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）
- (2) 届出方法 届出書類を一式用意し、持参又は郵送で申請してください。
窓口へ持参する場合、本人又は代理の方が申請してください。
郵送する場合、郵送する前にFAXで届出書類一式を当課へ送信し、
当課の確認を受けてから郵送してください。
なお、FAX送信後、当課へFAX送信済であるしたことを
連絡してください。

2. 電気工事業開始にあたっての要件

- (1) 一般用電気工作物等に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに、当該工事の作業を管理する主任電気工事士を設置すること。
主任電気工事士の要件は、次のいずれかになります。
- ①第一種電気工事士
 - ②第二種電気工事士（ただし、免状取得後、一般用電気工作物等の電気工事に
関し3年以上の実務経験を有する者）
- (2) 営業所で行う電気工事の種類により、次の検査用器具を備え付けること。
- ・一般用電気工作物等に係る電気工事の業務のみを行う営業所 ①～③
 - ・自家用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所 ①～⑦
- ①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計
④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置
- ※⑥継電器試験装置及び⑦絶縁耐力試験装置については、常備していなくても必要
なときに借り入れることができればよい。

3. 必要書類

(1) 電気工事業開始届出書（様式第18）

(2) 届出者の住民票又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）

①届出者が個人の場合

・ 千葉県内に住民票がある場合・・・不要

※住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。

・ 千葉県外に住民票がある場合・・・本人の住民票抄本

②届出が法人の場合・・・・・・・・法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）

(3) 誓約書

(4) 建設業許可書の写し

(5) 主任電気工事士の雇用証明書

次の場合には、必要ありません。

①個人の届出の場合で、届出者と主任電気工事士が同一の場合

②法人の届出の場合で、役員のいずれかが主任電気工事士となる場合

(6) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し

※第一種電気工事士免状の場合は、講習受講記録欄の写しも必要です。

(7) 主任電気工事士等実務経験証明書（主任電気工事士が第二種電気工事士の場合）

実務経験の証明者は、申請者が実務を積んだ勤務先の代表者です。

※勤務先が法人の場合は、代表取締役（証明印は代表者印）になります。

支社長・工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要となります。

(8) 登録電気工事業者登録証及び登録証返納届（電気工事業者の登録を受けている場合）

4. その他

「電気工事業開始届出受理通知書」が手元に届くまでに2週間程度かかります。